

特別養護老人ホーム 国見苑 退所について

○施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に、このような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

- ①事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
- ②施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ③当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ④ご契約者から退所の申し出があった場合。（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑤事業者から退所の申し出があった場合。（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑥要介護認定において、要介護1又は2、若しくは非該当・要支援認定に該当した場合は退所していただく場合がございます。

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者より当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②ご契約者が入院された場合。
- ③事業者もしくはサービス事業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ④事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等

の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を契約しがたい重大な事情を生じさせた場合。

④ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合。

⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

◇契約者が病院等に入院された場合の対応について◇

当施設入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ① 検査入院等、短期入院の場合は、退院後再び当施設に入所することができます。
- ② 長期間にわたる入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
- ③ 入院期間が3ヶ月を超える場合には、ご相談の上、契約を解除する場合があります。

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

☆適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介。

☆居宅介護支援事業所の紹介。

☆その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介。